

第2章 災害予防計画

神流町地域防災計画

第2章 災害予防計画

第1節	水害予防計画	1
第2節	地すべり、土石流、山崩れ及び急傾斜地等地盤災害予防計画	1
第3節	気象防災計画	3
第4節	道路災害予防計画	3
第5節	火災予防計画	5
第6節	林野火災の予防計画	7
第7節	文化財災害予防計画	8
第8節	市街地防災計画	9
第9節	建築物等の耐震性及び整備強化計画	9
第10節	防災業務施設等の整備	11
第11節	緊急交通路等の整備	13
第12節	避難場所・指定避難所・避難路の整備	14
第13節	避難誘導計画	17
第14節	防災訓練計画	20
第15節	防災知識普及計画	21
第16節	町民、事業所等による防災活動推進計画	24
第17節	資機材等の点検整備計画	28
第18節	通信手段確保計画	30
第19節	要配慮者対策	31
第20節	相互応援協力計画	36
第21節	孤立化集落対策	38
第22節	災害廃棄物対策	39
第23節	罹災証明書の発行体制の整備	40
第24節	複合災害対策	40

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

1 治水対策

当町には、利根川水系の一級河川神流川が流れ、部分的に河川改修が進められているが、現在も未改修区間や危険箇所が散在し、出水時における水害の危険性が高いので、河川整備の促進を国・県に要望し計画的な改修を促進するものとする。

2 治山対策

当町の山間部は地形が急峻なため、危険箇所が点在しており、治山事業へは相当の投資が行われているが、今後も、山林崩壊危険箇所に対して地すべりの防止・予防治山に重点を置き事業推進を国・県へ要望するものとする。

3 砂防対策

当町は、地形、地質からみて、洪水時における土石流、崖崩れ、地すべり等が発生しやすく、これらの土砂災害を未然に防止するため、砂防施設の整備が重要な課題となっている。このため、国・県に要望し、指定地域の見直しや砂防施設の整備を推進するものとする。

第2節 地すべり、土石流、山崩れ及び急傾斜地等地盤災害予防計画

地すべり、土石流、山崩れ等による大きな災害は、これまで発生していないが、山間部においては過去に小規模の地すべり・山崩れがあり、土石流等により人家に対する被害も考えられるので、町は危険箇所を調査・把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、崖崩れ及び山崩れ等の地盤災害の予防を図るものとする。また、山間部等における自然斜面での崩壊危険地区については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等に基づき、順次危険区域の指定及び崩壊防止工事を県及び地元関係者と協議しながら推進するものとする。

1 地すべり防止区域の予防計画

(1) 土木関係

土木関係の地すべり危険箇所は、平成15年度調査で当町に11箇所あり、このうち地すべり等防止法による地すべり防止区域は4箇所、全面積89.94haであり、この箇所について地すべり防止工事基本計画に基づいて対策工事を進める。(資料1)

(2) 山地防災関係

山地防災関係の地すべり防止区域は、当町に9箇所あり、地すべり防止工事基本計画に基づいて対策工事を進める。(資料2)

2 土石流危険渓流の予防対策

土石流の発生するおそれのある渓流は、人家5戸以上又は公共施設に被害を及ぼすおそれのあるものが、当町に82渓流あり危険度の高いものより砂防指定地に指定し、順次工事を実施するものとする。(資料3)

3 急傾斜地崩壊危険箇所及び区域の予防対策

急傾斜による崩壊が発生するおそれのある危険箇所及び区域は、人家5戸以上又は公共建物に著しい被害を及ぼすおそれのあるもので、当町に163箇所あり、危険度の高いものより順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施する。なお、第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画により計画的に事業を推進するものとする。(資料4～5)

4 山地災害危険地区の予防対策

山腹の崩壊、山津波等により人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区は、当町に257箇所あり、危険度の高いものから順次予防対策工事を実施するものとする。(資料6～8)

5 道路災害危険地区の予防対策

主要地方道の落石等危険箇所を、危険度の高い箇所から順次予防対策工事を実施するものとする。

6 住宅等の危険箇所の調査

町は、住宅地図に崖崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難所等を記入し、県防災担当課、藤岡土木事務所、町及び消防機関が保管するところにより、地震発生時の迅速な対応を図るものとする。

7 住宅等の安全立地

町は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するとともに、危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努めるものとする。

また、町及び県(建築課)は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

8 災害防止工事の促進

町は、危険区域について施設整備計画を策定し、住家・公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を実施するものとする。

9 要配慮者への配慮

町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ）で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、町内における土砂災害警戒区域等の一覧、および土砂災害警戒区域内に該当する要配慮者利用施設は、それぞれ資料編の以下にまとめている。

「資料9 土砂災害警戒区域等指定箇所」

「資料10 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設」

第3節 気象防災計画

県、前橋地方气象台等からの情報の収集に努め、町民への災害状況の周知を図るものとする。

第4節 道路災害予防計画

国、県、町の道路管理者（以下「道路管理者」という。）及び関係防災機関は、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害を未然に防止し、車両、自転車、歩行者及び周辺町民等の安全を確保するため、道路の管理、保全に努めるため次の施策を実施するものとする。

1 道路施設の現況

道路種別	路線数（本）	延長距離（km）	橋梁数（箇所）	トンネル数及び延長距離
一般国道（県管理）	2	24.7	23	4 864.4m
主要地方道	2	23.6	20	1 171.1m
一般県道	1	12.2	14	—
町道	462	244.5	119	—

2 予防対策

(1) 道路交通のための情報の充実

- ア 道路管理者は、気象庁による気象情報等を有効に活用できる体制を整備する。
- イ 道路管理者は、道路のパトロールを実施するなど、車両等の安全な通行を確保するための情報収集に努める。
- ウ 道路管理者、県警察本部及び藤岡警察署は、道路施設等に災害が発生するような異常を発見した場合、速やかに道路利用者にその情報を提供できる体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の整備

- ア 道路管理者は、道路施設等の点検・調査を行い、防災強度等道路の現況を把握し、補修等の対策工事必要箇所を指定して道路の整備を推進する。
- イ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ウ 道路管理者は、道路における事故災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

(3) 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、落下物、倒壊物及び危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

(4) 防災体制の確立

- ア 道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備に努めるものとする。また、併せて民間企業、報道機関、町民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- イ 道路管理者は、災害時にその応急対策にあたる組織を定めるとともに、職員の非常招集体制の整備を図る。
- ウ 道路管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- エ 道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携の強化に努める。

(5) 防災訓練の実施

ア 道路管理者は、事故災害発生時に迅速、かつ、適切な対応が図れるよう、次のような防災訓練を適宜実施あるいは、県や町が実施する防災訓練に参加し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

- (ア) 職員非常招集訓練
- (イ) 障害物、危険物等除去訓練
- (ウ) トンネル内事故に対する消火訓練及び救出訓練等
- (エ) 道路復旧訓練

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 町及び県、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設

定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(6) 通行の禁止又は制限の実施基準

道路管理者は、事故災害等の発生を未然に防ぐため、通行の禁止又は制限の実施基準を定めるとともに、通行の禁止又は制限を実施する場合は、県警本部（藤岡警察署）及び関係機関に必要な通知等を行い、点検等を実施する。また、点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がなくなった場合は、速やかに解除するとともに県警本部（藤岡警察署）及び関係機関に必要な通知等を行う。

・一般国道・主要地方道及び一般県道の通行の禁止又は制限の実施基準

道 路 名	通 行 止	
	連続降雨量	積 雪 量 等
国道299号	120mm/日	積雪、凍結、除雪、交通状況により判断
国道462号	120mm/日	積雪、凍結、除雪、交通状況により判断
主要地方道・一般県道	100mm/日	積雪、凍結、除雪、交通状況により判断

第5節 火災予防計画

地震等の災害発生時には、火源や着火物の転倒、落下及び接触等により広域に同時に火災が発生し、特に町並みにおいては大火災に拡大するおそれがある。

町及び消防機関は、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

1 出火防止

(1) 建築同意制度の活用

町は、消防法の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

(2) 町民に対する啓発

ア 町は、地震等における火災防止思想の普及に努める。

イ 町は、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教育する。

(3) 防火管理者等の教育

ア 町は、防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育する。

イ 県は、消防設備士等の講習において耐震措置等に関する教育を実施する。

(4) 予防査察等による指導

町は、防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導する。

2 初期消火

町及び消防機関は、地域ぐるみの消防訓練を実施し、町民に対して初期消火に関する知識・技術の普及を図るものとする。

なお、事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し、自衛消防の強化を図るものとする。

3 消防組織の拡充・強化

町は、「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充・強化に努めるものとし、県はこれに対して必要な指導、援助を行うものとする。

(1) 常備消防力

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、火災早期覚知・早期出動が最も重要である。そのために多野藤岡広域市町村圏振興整備組合を通じて、常備消防の消防施設の拡充強化を図る。

(2) 非常備消防力

火災による被害から町民の生命、身体及び財産を守るため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の規定に基づき、本町に神流町消防団を設置し、消防団による消防体制の強化、消防施設の整備及び防火思想の普及に努める。

(3) 自衛消防力

会社、工場、その他事業所単位に自衛消防隊の設置促進を要請し、自衛消防体制の強化充実と防火思想の普及を図る。

(4) 予防消防力

自主防災組織や地域ボランティア団体等に対する防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

4 施設の整備

町は、地震等の災害発生時に予想される火災から、生命、身体及び財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図る。特に、消防水利については、地震等の災害時における消火栓等の使用不能に備え、耐震性貯水槽、河川の水利体制の確立を図る。

5 防火思想の普及徹底

町民に対し、以下の方法により消防に対する意識の高揚と火災予防思想の普及徹底に努める。

- (1) 広報車、音声告知放送、CATV、広報誌、回覧等の利用により実施する。
- (2) 全国一斉に行われる春と秋の火災予防運動を積極的に推進する。
- (3) 火災の未然防止及び被害の拡大防止のため、業態に応じ、火災予防査察を実施する。

6 対象物の防火対策の強化

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく、防火管理者の養成。
- (2) 防火対象物毎の消防計画に基づく、防火管理指導及び防火管理者教育。
- (3) 危険物貯蔵所等に対する予防指導の強化及び災害時の保全措置の徹底。

7 木造住宅密集地域における避難誘導體制の整備等

町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

第6節 林野火災の予防計画

近年、多発し大型化している林野火災を防止するため、予防活動と消火活動が適切に実施できるよう計画するものとする。

1 林野火災予防計画の樹立

林野の所有者及び一般入山者に対し、林野火災防止について指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 森林法に基づく火入れの許可指導及び消防機関との連絡協調
- (4) 火災多発期における見回り強化
- (5) 林野火災予防思想の普及活動

2 林野火災消防計画の樹立

防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災の消防計画について樹立する。

- (1) 消防分担区域
- (2) 出動計画
- (3) 防御鎮圧計画

ア 初期消火用機材の整備

- イ 空中消火用機材の整備
- ウ 消火訓練の実施計画
- エ その他消火に必要な事項

3 防火思想の普及

町は、防災関係機関の協力を得て、町民及び入山者に対し、森林愛護と防火思想の普及徹底を図る。

- (1) 行楽期における防火パンフレット等の配布、呼びかけ
- (2) たばこの吸い殻の投げ捨て行為の注意指導
- (3) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報発表時の火気使用の注意指導等
- (4) 立て看板等の掲示
- (5) その他防火思想の普及に必要な事項

第7節 文化財災害予防計画

火災・地震等の災害から文化財を守るため、関係者に対し指導を実施するものとする。

1 建造物の予防対策

指定文化財建造物については、火災・地震等による滅失・棄損を防止するため、神流町教育委員会は、町、消防、警察等の関係機関と協力し、所有者・管理団体に対し、次の事項を指導、実施する。

- (1) 防火管理体制の指導
- (2) 環境の整理整頓の実施指導
- (3) 火災の危険箇所の早期発見と、その箇所の改善指導
- (4) 消火設備、警報設備の設置指導
- (5) 避雷装置の設置指導
- (6) 消防用水の確保及び消防自動車の進入道路の確保指導
- (7) 防火壁、防火戸の設置指導
- (8) 防火塀、防火帯の設置指導
- (9) 自衛消防組織等による訓練の実施指導
- (10) 耐震強度に留意した所要の保存修理指導
- (11) 棄損等の事故防止措置の指導

2 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等は、極力耐火・耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導する。

3 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

前記1・2と同様な措置を講ずるとともに、災害時の土砂流出等による被害を防止するため、平常管理の強化を指導する。(資料11)

第8節 市街地防災計画

1 市街地整備事業の推進

本町の特性に即した防災体制の確立を図るため、建築物の耐震及び不燃化、緑地、公園、街路等の防災空間の確保と整備を促進するものとする。特に災害発生時に大きな被害の発生が予想される老朽住宅密集地に対する地震防災対策及び家屋の密集している地域については、老朽住宅密集地に対する災害対策を推進するほか、砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び農業用排水施設であるため池等で、家屋の密集している地域の地震防災上必要な施設の整備を図る。

また、空家対策事業等を活用し、計画的に環境の整備や防災対策の改善を図り、町の防災化を推進するものとする。

第9節 建築物等の耐震性及び整備強化計画

1 一般建築物の耐震性強化

町は昭和55年に制度化された新耐震設計以前の建築物の所有者又は管理者に対し、耐震性強化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性強化を指導するものとする。なお町は、町民から建築物の耐震化の相談があった場合、藤岡土木事務所等の「建築物等耐震相談窓口」を紹介して適切な指導が受けられるようにするものとする。

2 学校施設の耐震性強化

学校施設の災害予防については、学校建物の公共性、教育効果の向上等を十分考慮し、被害の発生を未然に防止し、常時その防除措置を行い、恒久的な災害予防に努めるものとする。

(1) 老朽建物の改築促進

ア 耐震改修促進法及び神流町耐震改修促進計画に基づく耐震診断等の調査の結果により構造上危険と判定した場合は、改修年次計画により耐震補強改修工事の促進を図る。

イ 学校施設の各建築物は、建築基準法第12条に基づく定期報告（検査）及び臨時点検を実施して、建築基準法、消防法に不適當な箇所等は早急に是正し、災害の予防、防除に努める。

ウ 学校施設校舎等要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、災害の防除に努める。

3 防災上重要な建築物の耐震性確保及び堅ろう化

- (1) 町及び公共施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震性の確保に特に配慮し、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検を実施するものとする。
- (2) 公的医療機関その他学校、保育所、診療所、社会福祉施設、旅館、民宿のうち、改築又は補強を要するもの及びその他の不特定多数の者が利用する公的建物で地震防災上補強を要するものの整備を図る。また、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図る。
- (3) 町及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (4) 町及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

4 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町及び建築物の所有者は、建築物における天井等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

5 被災建築物の応急危険度判定士制度の活用

町は、地震により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定をするため、県の応急危険度判定士制度を活用するものとする。

6 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被害により健全な施設や人畜に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努める。

- (1) 国旗掲揚塔やフェンス等相当の高さ又は容量のあるものは、その安全度を確かめ、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具・機械等については、常時格納できる体制を整える。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防施設等については、いつでも使用できるよう体制を整える。
- (4) 建物以外の要補強箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除のために必要な施設、設備の整備に万全を期する。

第10節 防災業務施設等の整備

1 防災中枢機能の整備

- (1) 町、県及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

(1) 事業の目的

町は、災害の発生時に予想される火災から生命、身体及び財産を守るため、消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ及び消火栓、防火水槽等の消防施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき防火水槽及び耐震性貯水槽、並びに消防ポンプ自動車及び可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

3 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

町は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 関係機関等との連携強化

町は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(3) 消防用機械・資機材の整備

町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

4 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

5 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 町、県(危機管理課)、その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるように、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、無人航空機等による情報収集体制を整備するものとする。

- (2) 町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

6 情報の分析整理

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

7 通信施設の整備

(1) 事業の目的

災害時において、迅速、かつ、的確な被害状況の把握及び町民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線施設及びその他の施設の整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

町は、県との情報を正確、かつ、迅速に収集・伝達するために相互が協力し、県防災行政無線の衛星系の導入等整備拡充を図る。

8 地域防災拠点施設の整備

災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備の促進を図るものとする。

町及び県は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

9 備蓄倉庫の整備

災害時において必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備を促進するものとする。

10 被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備

(1) 事業の目的

災害時における飲料水及び電源の確保等、被災者の安全を確保するための施設及び設備の整備を図る。

(2) 整備の水準

飲料水の確保等に必要となる井戸、貯水槽、水泳プール、浄水機、電源の確保及び自家発電設備、その他の施設及び設備の整備を図る。

11 応急救護設備等の整備

(1) 事業の目的

負傷者を救出するための救護設備等、災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(2) 整備の水準

自主防災組織等が、地震災害時に負傷者を救出するための、応急的な措置に必要なバール、ノコギリ、スコップ、斧、ジャッキ、発動発電機等を収納する倉庫などの設備及び資機材を整備する。

12 公益物件収容施設の整備

(1) 事業の目的

ライフライン及び、電柱の倒壊等による危険防止及び道路機能を維持するための公益物件収容施設の整備を図る。

(2) 整備の水準

共同溝、電線及び水道管等の公益物件を収納するための施設の整備を図る。

13 公的機関等の業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第11節 緊急交通路等の整備

1 緊急交通路の整備

(1) 事業の目的

緊急交通を確保するために必要な道路及びヘリポートの整備を図る。

(2) 整備の水準

トンネル、盛土、切土、落石危険箇所及び崩壊危険箇所等で、地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備等を図る。

2 消防活動の困難を解消するための道路整備

(1) 事業の目的

消防活動が困難である地域の解消に資する道路を整備する。

(2) 整備の水準

住宅密集地等で、道路が狭く消防活動が困難である地域の拡幅改良等、道路の整備を図る。

第12節 避難場所・指定避難所・避難路の整備

1 避難場所及び指定避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

町は、建築物等の崩壊、火災、崖崩れ及び地すべり等の災害に対応するため指定避難所等について、それぞれの安全性を検討のうえ神流町地域防災計画の「第3章 地震災害応急対策計画・第10節 避難・救出計画」及び「第4章 風水害応急対策計画・第11節 避難計画」の中に定めておくとともに、避難所の運営等に関する計画を定めておくものとする。

2 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

3 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 町は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

イ 町は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、災害時用公衆電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

ウ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む）、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

町は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

4 その他、指定避難所等の選定にあたっての留意点

指定避難所等の選定等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 指定避難所等は、町並に近く、集団的に収容できる公園、緑地及びグラウンド等に行うこと。
- (2) 指定避難所等は、周辺の建築、工作物に倒壊の危険がなく、また、付近に多量の危険物等が集積されていないこと。
- (3) 要避難人口は、夜間人口を考慮したものであること。

- (4) 避難距離は、原則として2km以内であること。
- (5) 指定避難所等は、建築後著しく年数を経過した建物等、被災のおそれの高い建物を除くほか、耐震度調査を行うなどして安全性を確認して指定する。また、施設の鍵は施設周辺に居住する複数の者に保管させ、関係者に周知徹底を図る。
- (6) 宿泊を要する避難所の収容人員の算出は、1人当たり2㎡を原則とすること。
- (7) 指定避難所等に収容しきれない場合に備え、テント及び簡易住宅等の活用を考慮していくこと。
- (8) 指定避難所等が被災し、あるいはその他の理由により使用することが不適當となった場合に備え、あらかじめ隣接市町村の協力を得るなどして、移転先・移転方法等の計画を定めておく。

5 避難路等の整備

迅速、かつ、安全な避難を確保するため、町は必要に応じ避難路を指定するものとする。また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識等の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

6 防災上特に必要とする施設の避難計画

学校、保育所、診療所、社会福祉施設、旅館、民宿その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、居住者、利用者等を安全に避難させるため防災責任者を定めておくとともに、避難計画を策定しておくものとする。

第13節 避難誘導計画

1 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 町は、消防機関、管轄警察署等と協議して避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

(4) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(5) (3) の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

ア 避難勧告等の発令を行う基準

イ 避難勧告等の伝達方法

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難経路及び誘導方法

(6) 町は、避難勧告等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(7) 町は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(8) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により町民や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって町民等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省、前橋地方気象台）及び県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に、必要な助言等を行うものとする。

(9) 町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等が発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高ま

っている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(10) 町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(11) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする

2 避難場所及び指定避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- (1) 避難勧告等の発令を行う基準
- (2) 避難勧告等の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

3 案内標識の設置

- (1) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 町及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

4 要配慮者への配慮等

- (1) 町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ）を速やかに避難誘導するため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (2) 町及び県（観光魅力創出課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 町及び県（私学・子育て支援課・教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第14節 防災訓練計画

神流町地域防災計画に定める災害応急対策を完全実施するための防災に関する訓練は、次に定めるところによるものとする。

1 総合防災訓練

町は、県及び防災関係機関と合同し、自主防災組織・町民等の参加を得て各種応急対策を総合して概ね次の訓練を実施するものとする。また、相互応援協定締結機関に対する応援要請が迅速に行われるよう合同訓練を実施する。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難救出訓練
- (5) 医療訓練
- (6) 炊き出し救助訓練

2 災害通信訓練

町は、水防訓練、消防訓練の際、併せて行うものとし、非常無線通信訓練については、県及び近隣市町村の各無線局が参加し、概ね次の内容について行う。

- (1) 感度交換によるもの
- (2) 模擬通報によるもの

3 非常招集訓練

町は、災害発生時において職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施するものとする。

4 消防訓練

町は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火・救出活動及び避難誘導等の消防訓練を実施するものとする。

5 図上訓練

町及び関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため図上訓練の実施に努める。

6 その他の訓練

町は、応急対策を実施するため、概ね次の事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又は単独で、必要に応じ年1回以上適当な時期に実施する。

- (1) 気象注意報・警報等の伝達
- (2) 災害応急対策従事者の動員
- (3) 災害情報等の通信連絡

7 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県、その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 町、県その他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第15節 防災知識普及計画

町の防災関係職員及び町民に対する災害予防及び災害応急対策等に関する防災知識の普及は、本計画に定めるところにより、災害多発期前、その他必要に応じ効果的に実施するものとする。

1 広報の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において、適宜の方法により行う。

2 普及の方法

防災知識の普及は、概ね次により行う。

- (1) 防災週間等に合わせた防災訓練
- (2) 消防団による巡回指導
- (3) 自主防災組織結成促進等地域的取組
- (4) 防災関係職員に対する防災教育の実施

(5) 町ホームページ、町広報誌、CATVによる普及

3 広報の内容

防災知識の普及は、特に防災関係職員及び町民に対して、重点的に行うものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 神流町地域防災計画の概要

神流町地域防災計画の要旨の公表は、神流町防災会議が神流町地域防災計画を作成し、また、修正したときは、その概要を周知する。

(2) 災害予防の概要

各世帯における防災知識の普及と予想される防止事項について、関係機関及び各世帯まで徹底するよう努める。

(3) 災害時の心得

災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、各世帯で特に承知し又は準備しておく次の事項について、徹底するよう努める。

ア 気象注意報・警報等の種別とその対策

イ 避難する場合の携行品

ウ 避難予定場所と経路等

エ 災害時に家庭で準備すべきもの

オ 被災世帯の心得ておくべき事項

カ 傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

キ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(4) 町民に対する防災知識の普及

災害から町民の生命、身体及び財産を保護することは、町に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するために、町民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自らの手で守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。

このような認識の下、次の事項を重点に置き、町民に対する防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

ア 避難所の確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水等を家庭内で備蓄

ウ 家庭内の非常持出し物資の点検

エ 家庭内での非常時の対応の話し合い

オ 家具等の固定

カ 医薬品の管理と把握

キ 自動車へのこまめな満タン給油

4 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域をその区域に含む町の長は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明するものとする。

5 学校教育による防災知識の普及

町及び県は、学校教育を通じて地震に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

6 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

(1) 町及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(2) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

7 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

9 被災地支援に関する知識の普及

町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になるこ

となど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第16節 町民、事業所等による防災活動推進計画

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて町民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識、技能を身につけ、これを家庭、地域、職域等で実践するものとする。

更に町民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

1 町民の果たすべき役割

町民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生時にいたるまで、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の吸収
- イ 家庭における防災の話合い
- ウ 災害時の避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- エ 家具の補強等
- オ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- カ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日分備蓄の励行）
- キ 非常持出し物資の準備及び点検

(2) 災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心に概ね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報把握
- イ 火災予防措置
- ウ 適切な避難
- エ 自動車運転の自粛

(3) 災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、各耕地又は班あるいは地区単位に、「自分たちの町は、自分たちで守ろう」との町民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自分たちの手で担う意識を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図る。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 火気使用設備器具等の点検
- ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
- エ 防災訓練の実施

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難行動要支援者をはじめとする町民の避難誘導
- エ 被災者の救護、救出、その他の救助
- オ 給食及び給水
- カ 衛生

3 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 水防団、水防協力団体の育成強化

町及び県(河川課)は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(2) 自主防犯組織の育成強化

町及び県(消費生活課)は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

4 町の役割

(1) 町は、当該区域内の自主防災組織の組織化率向上を目指し育成、指導に努めるとともに、防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(2) 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進

に努める。

5 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町及び県は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

町及び県は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町及び県は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

町及び県の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

町及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

6 自衛防災組織の活動

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事

業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、事業所等の防火管理者は、従業員、利用者の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとし、このため自主的な防衛防災組織を作り、次の自主防災活動を、それぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 従業員等の防災教育
- (2) 情報の収集、伝達体制の確立
- (3) 災害、その他災害予防対策
- (4) 避難体制の確立
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 応急救護体制
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 事業所の防災力向上の促進

町、県及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、町及び県は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (9) 企業に対する防災訓練等への積極的参加の呼びかけ

町及び県は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (10) 不要不急の外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

7 動物逸走に対する管理者の措置

動物の管理者は、災害発生時に動物の逸走防止に努めるとともに、町民、関係機関に

対する通報、連絡体制及び緊急措置など、逸走した際に取りべき措置をあらかじめ確立しておく。

8 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、神流町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (2) 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (3) 該当する要配慮者利用施設は、資料編「資料10 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設」による。

9 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として神流町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、神流町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、神流町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第17節 資機材等の点検整備計画

災害予防責任者は、地域の地理的条件や過去の災害等をふまえ、保有する災害応急対策に必要な資機材並びに施設を、災害時にその機能を有効に使用できるよう、次により常時点検整備を行うものとする。

1 点検整備を要する資機材

- (1) 水防用備蓄資機材
- (2) 衣料生活必需品
- (3) 救助用資機材及び医療品等
- (4) 避難設備

- (5) 防疫用資機材
- (6) 給水用資機材
- (7) 消防用資機材
- (8) 備蓄食料
- (9) 災害警備実施活動用資機材
- (10) その他電気、ガス、水道、通信、気象観測、交通施設復旧に必要な資機材

2 実施機関

資機材等を保有する各機関とする。

3 点検実施期日

各機関は、毎年の年度当初に実施し、点検整備を完了するものとする。ただし、災害発生のおそれのある場合は、状況に応じ随時実施する。各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し実施する。

4 実施内容

点検整備は、次の事項に留意し実施する。

(1) 資機材等

- ア 規格ごとの数量の確認
- イ 不良品の取替え
- ウ 薬剤等の効果測定
- エ その他の必要な事項

(2) 機械類

- ア 不良箇所の有無及び故障の整備
- イ 不良部品の取替え
- ウ 機能試験の実施
- エ その他の必要な事項

5 物資・資機材の調達体制の整備

- (1) ブルーシート、土のう袋及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める
- (2) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう務める。

第18節 通信手段確保計画

災害時の情報収集・応急対策活動の実施には、通信の確保が不可欠である。町及び防災関係機関は、災害時の通信確保のため、通信施設の整備拡充及び防災構造化を図るとともに、通信施設及び通信手段の複数化、通信機器の備蓄、運用等について定めておくものとする。

1 通信施設の整備及び管理、保全の徹底

町及び防災関係機関は、災害時における通信手段確保のため通信施設の整備拡充及び防災構造化に努めるとともに、予備電源の確保、点検・整備の実施等、施設の管理保全の徹底を図る。

また、通信施設が被災した場合に、迅速な復旧を図る体制を強化し、通信の確保を図る。

2 通信施設の複数化

町及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、代替通信施設の整備を図る。

3 パソコンネットワークシステムの構築・活用

被害情報の収集にあたっては、町及び防災関係機関を結ぶパソコンネットワークシステムの構築に努め、また県が設置するパソコンネットワークシステムへの参画を図り、情報管理の一元化に努める。

4 代替通信手段の確保・活用

災害により、有線電話の途絶や輻輳等により通信困難な場合に備え、次の代替通信手段の確保・活用を図る。

(1) 個別受信機

消防団各分団及び孤立化するおそれのある集落に無線機及び衛星電話を配備し、呼び出し及び情報伝達手段として活用する。

(2) 非常通信

非常の際に無線局を持った者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼により行う。この場合、あらかじめ県及び近隣市町村に対し、非常の際の連絡について依頼しておく。

(3) アマチュア無線

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め、協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに、可能な支援を行うよう努める。

5 通信機器調達体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に必要とされる通信機器の整備又は調達に関する体制の整備を図る。

第19節 要配慮者対策

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等のいわゆる避難行動要支援者は、災害時には災害の犠牲になる率が高いと考えられることから、町及び各区長、消防団、自主防災組織、民生児童委員等は相互に連携強化を図り、その実態を把握するとともに、避難行動要支援者名簿を作成して災害時の避難誘導、救助活動等に活用し、避難行動要支援者の安全確保に万全を期する。

なお、作成した名簿等を避難誘導、救助活動等に利用する場合には、プライバシー等に十分留意するものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

- (1) 町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、町の地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 町は、町の地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

- (1) 町は、避難支援等に携わる関係者として町の地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確

立を図る。

また、町及び県、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

3 地域における安全確保

(1) 避難行動要支援者の居住状況の把握及び巡回指導

町及び消防機関は、町内の独居老人、障害者等避難行動要支援者の居住状況を把握するとともに、避難所、避難方法等について巡回指導を行うことにより、避難行動要支援者の安全の確保に努める。

(2) ボランティア対策班の設置

町は、ボランティアが行う避難行動要支援者の保護活動を支援するため、地域防災計画で定める災害対策本部に保健福祉班を中心にボランティア対策班を設置する。

4 避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難勧告等の伝達体制の整備

町長が発令する避難勧告等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたって

は、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

5 環境整備

町及び県は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

6 人材の確保

町及び県は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からホームヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

7 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

ここにおいて、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施 設 の 種 類
ア 児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
イ 介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設
ウ 障害福祉サービス事業所

<p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】</p> <p>療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助</p>
<p>エ 障害者支援施設</p> <p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】</p> <p>施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設</p>
<p>オ 障害者関係施設</p> <p>【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】</p> <p>地域活動支援センター、福祉ホーム</p>
<p>カ 身体障害者社会参加支援施設</p> <p>【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】</p> <p>身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>キ 医療提供施設医務課</p> <p>【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】</p> <p>病院、診療所</p>
<p>ク 幼稚園学事法制課</p> <p>【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】</p>
<p>ケ その他</p> <p>(ア)【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設</p> <p>(イ)【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】学事法制課 特別支援学校特別支援教育課 健康体育課 風水害・雪害対策編第1部災害予防第4章要配慮者対策</p> <p>(ウ)【その他実質的に要配慮者が利用する施設】</p>

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認（情報の収集）
- オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市町村、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保
- シ 出火防止

（４）町の支援

- ア 町は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
- イ 町は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 町は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 町は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

9 防災教育及び啓発

町及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット（外国語を附記した）等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町及び防災関係機関は、町内における外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、次の事項について在住外国人に対する広報、指導等を行う

- （１）防災知識の普及
- （２）防災訓練への参加
- （３）出火防止、初期消火の方法
- （４）避難所の周知
- （５）その他防災に必要な事項

10 防災と福祉の連携

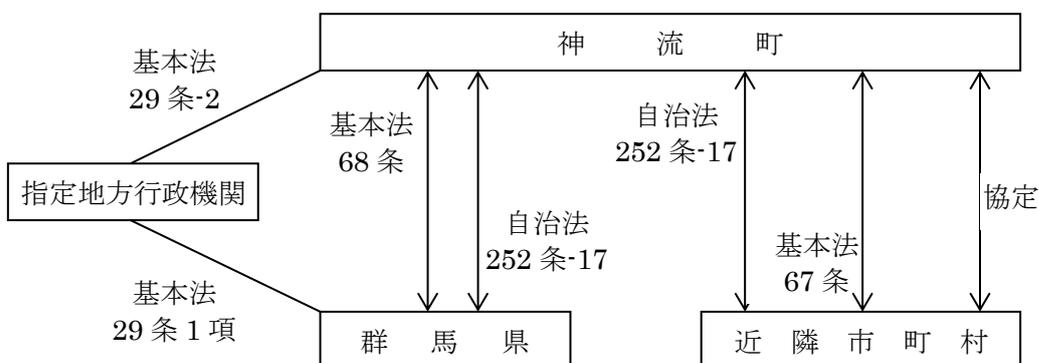
町及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第20節 相互応援協力計画

この計画は、災害時において町が他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して、災害応急対策の迅速、かつ、円滑化を図るための計画である。

1 相互応援協力

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統図は次のとおりである。



2 災害応援協定の締結

- (1) 基本法第67条に定める災害応急措置に関する応援・協力について、藤岡市、高崎市（新町・吉井町）、上野村、埼玉県秩父市吉田及び東京都豊島区と協定を締結するものとする。
- (2) 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の市町村からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。また、雪害の少ない市町村にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

3 協定書、協定内容

(1) 相互応援の範囲

ア 応援の要請

町に災害が発生し、応援を求めようとする場合は、法令又は協定等に別段の定めがある場合を除き、総務課を通じて応援を要請する。

イ 応援協力の内容

(ア) 被害者の食糧その他生活必需品の提供

(イ) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療、防疫作業のための職員派遣、所要の施設利用、医療品の提供

(ウ) 復旧のための土木及び建築技術職員の派遣及び資材の提供

(エ) 清掃、し尿処理作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供

(オ) 上下水道、給水作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供

(カ) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための、職員派遣及び所要の器具、車両の提供

(キ) 消防及び水防作業隊の派遣及び資材の提供

(ク) 被害者の救助に係る所要の施設の利用及び職員の派遣

4 受援・応援体制の整備

(1) 町は、避難勧告等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方气象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2) 町は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

(3) 町は、国や県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

(4) 町は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市区町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。

(5) 町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

5 救援活動拠点の整備

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

6 円滑な救助の実施体制の構築

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第 21 節 孤立化集落対策

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶により孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

ア 集落につながる道路等において迂回路がない。

イ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなられておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 地すべり等土砂災害危険箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。

オ 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

カ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 町

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（行政区長、消防団員等）を災害時の連絡担当者として予め決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整

備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星携帯電話を配置する。

カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(2) 道路管理者（町、県）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

第 22 節 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

(2) 町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

(3) 県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(4) 町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(5) 町及び県（廃棄物・リサイクル課）は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理

支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第 23 節 罹災証明書の発行体制の整備

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県（危機管理課）は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第 24 節 複合災害対策

1 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。